

菊川市インターンシップ実施要綱

制定 平成27年6月2日告示第221号の2
改正 令和3年3月24日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生・生徒（以下「学生等」という。）の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として本市が実施する学生等の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）の学生等で、市長が認めるものとする。

(受入期間及び実習時間)

第3条 受入期間は、3か月を超えない範囲内とする。

2 実習時間は、原則として午前8時15分から午後5時00分までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(実施計画)

第4条 市長は、毎年度、インターンシップとして学生等を受け入れることのできる部署、実習可能期間、人数及び実習内容等を明らかにしたインターンシップ実施計画を作成し、これを公表するものとする。

(受入手続)

第5条 前条の実施計画に添ったインターンシップを希望する大学等は、市長に対して、別に定める日までに菊川市インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生等（以下「実習生」という。）の受入れの可否を決定し、菊川市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により大学等に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により実習生の受入れを決定した場合は、大学等と菊川市インターンシップに関する覚書（様式第3号）を締結するものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第6条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、インターンシップに係る報酬等についてこれを支給しない。

(服務)

第7条 実習生は、実習に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮、監督及び助言等に従わなければならない。

2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も、また同様とする。

4 実習生は、疾病その他やむを得ない理由により実習を欠席する場合は、実習開始時刻前に受入部署に連絡しなければならない。

5 実習生は、前各項の規定を遵守するため、市に対して誓約書（様式第4号）を事前に

提出しなければならない。

(実習費用)

第8条 市は、実習に要する費用を徴収しない。

(事故責任等)

第9条 大学等及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等及び実習生は、前項の規定により傷害保険及び損害賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを別に定める日までに市長に提出しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の中止)

第10条 市は、実習生が、第7条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び市の業務に支障を来たと認められた場合には、直ちに実習を中止することができる。この場合において、市は実習生及び大学等にその旨通知するものとする。

(報告)

第11条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、菊川市インターンシップ体験報告書(様式第5号)及び菊川市インターンシップ実習レポート(様式第6号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第12条 この要綱は、資格取得のために行う学生等の実地実習については、適用しない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成27年6月2日告示第221号の2)

この告示は、平成27年6月2日から施行する。

附 則(令和3年3月24日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

菊川市インターンシップ申込書

(学生等記入欄)		記入日	年	月	日
(ふりがな) 氏名			(男・女)		
生年月日	昭和・平成		年	月	日 (歳)
大学等名 学部学科名			(学年 年生)		
現住所	〒		-		
電話番号 E-mail アドレス					
緊急連絡先	氏名	(続柄)			
	住所	〒			
	電話番号	-			
申込動機					
実習希望先	第1希望	(日程)			
	第2希望	(日程)			

菊川市との 関わり	①帰省先が菊川市 ②出身校(中学・高校)が菊川市 ③就職希望先が菊川市 ④その他 () ※該当するものに○を付けてください。
備 考	(実施期間中で参加できない期間があれば、必ず記入してください。)

※申込動機について記入欄が不足する場合は、別紙で提出いただいても構いません。

(大学等記入欄)

担当部署	
担当者氏名	
住 所	〒 —
電 話	
E-mail アドレス	
単位認定有無	①有 (具体的に) ・ ②無
承認欄	上記学生等の菊川市インターシップへの参加を申し込みます。 大学等名称 及び代表者氏名 印

※御記入いただいた内容は、菊川市インターンシップ以外には、一切使用しません。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 学生等氏名
- 2 受入れの可否 可 ・ 否
(否の場合、その理由)
- 3 その他
 - (1) 受入内容
 - (2) 事務手続 年 月 日までに書類を提出してください。
 - ア 覚書2部
 - イ 誓約書1部
 - ウ 傷害保険及び損害賠償保険の加入を証明する書類の写し1部※ア及びイの書式は、菊川市ホームページからダウンロードできます。

様式第3号（第5条関係）

菊川市インターンシップに関する覚書

菊川市インターンシップによる学生等の実習に関し、菊川市（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生等（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、乙の学生等の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

（実習期間等）

第3条 実習生の実習期間は別紙のとおりとする。

2 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前8時15分から午後5時00分までとする。

（実習カリキュラム）

第4条 実習のカリキュラム及び甲における実習担当者は別に定める。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、実習生に対し、実習期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例・規則等を含む。）及び菊川市インターンシップ実施要綱を遵守させるとともに、実習のカリキュラムの遂行に当たっては、甲の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2 乙は、実習生に対し、実習を通じて知り得た秘密を実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らさないよう指導、徹底するものとする。

（名札の着用等）

第6条 乙は実習の実施に当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札の着用を指導、徹底するものとする。

（賃金等）

第7条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（災害補償等）

第8条 甲は、実習生の実習期間中における災害又は実習先との往復途上での災害に対して、甲に責任がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

（実習の実施状況の把握）

第9条 乙は、必要があるときは、実習生の実習状況について甲に照会することができるものとする。

（報告等）

第10条 乙は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(実習の中止)

第 11 条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上の猶予期間をもって、乙に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき

(2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき

(3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき。

3 前項の規定により、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその損害を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、実習生が実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(その他)

第 13 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 静岡県菊川市堀之内 61 番地

菊川市長 氏 名 印

(乙) 住所

名称及び代表者名 印

(別紙)

(実習生)

配属部署	実習期間	実習生氏名	学部学科名
	年 月 日 ～ 年 月 日 (実質 日間)		

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

菊川市長 氏 名 宛

今般、私が菊川市において実習するに当たっては、下記の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、所定の実習に専念する。
- 2 実習期間中は、菊川市の職員が遵守すべき地方公務員法その他の法令（菊川市条例及び規則等を含む。）及び菊川市インターンシップ実施要綱を守るとともに、実習担当者の指揮、監督、助言等に従う。
- 3 菊川市の名誉を毀損するような言動及び菊川市の事業を阻止するような言動は行わない。
- 4 実習期間中に知り得た秘密は、一切漏洩しない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習において、菊川市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- 6 実習期間中、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、菊川市に迷惑をかけることなく自己の責任において処理する。

年 月 日

大学等名 _____

学部学科名 _____ (学年 年)

氏 名 _____ 印 _____

様式第5号（第11条関係）

菊川市インターンシップ体験報告書

提出日： 年 月 日

大 学 等 名		学年	
学 部 学 科 名			
氏 名			
受 入 部 署			
実 習 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
実 習 内 容			
以下の質問について、該当する番号に○をつけてください。			
A インターンシップの経験はどのようなものでしたか。 1 とても良い経験だった 2 良い経験だった 3 それほどでもなかった			
B インターンシップの実施時期は適切でしたか。 1 適切だった 2 適切ではなかった⇒（ ）月頃なら良かった			
C インターンシップの期間は適切でしたか。 1 長い 2 ちょうど良い 3 短い			
D インターンシップに参加して、市役所の仕事への関心は高まりましたか。 1 とても高まった 2 高まった 3 あまり変わらなかった			
E あなたは、将来、菊川市の職員として仕事をしてみたいと思いますか。 1 思う 2 思わない 3 わからない			
感想・意見要望など （自由記述欄）			

様式第6号（第11条関係）

菊川市インターンシップ実習レポート

標 題			
大 学 等 名			
学 部 学 科 名		学 年	
氏 名			
実 習 期 間	年 月 日 () ~	年 月 日 ()	

※この書式で2枚以内として下さい。